

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成21年 4 月 28 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 市長招集あいさつ  
日程第 4 議席の指定について  
日程第 5 議席の一部変更について  
日程第 6 愛西市議会常任委員会委員の選任について  
日程第 7 議案第41号 愛西市税条例の一部改正について  
日程第 8 議案第42号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 9 委員会付託の省略について  
日程第10 議案第41号 愛西市税条例の一部改正について  
日程第11 議案第42号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（29名）

1 番	大 島 一 郎 君	2 番	前 田 芙 美 子 君
3 番	鷺 野 聰 明 君	4 番	三 輪 久 之 君
5 番	日 永 貴 章 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	榎 本 雅 夫 君	8 番	岩 間 泰 彦 君
10 番	村 上 守 国 君	11 番	真 野 和 久 君
12 番	鬼 頭 勝 治 君	13 番	八 木 一 君
14 番	近 藤 健 一 君	15 番	小 沢 照 子 君
16 番	後 藤 和 巳 君	17 番	堀 田 清 君
18 番	加 藤 和 之 君	19 番	古 江 寛 昭 君
20 番	大 島 功 君	21 番	大 宮 吉 満 君
22 番	永 井 千 年 君	23 番	黒 田 国 昭 君
24 番	中 村 文 子 君	25 番	加 藤 敏 彦 君
26 番	加 賀 博 君	27 番	宮 本 和 子 君
28 番	佐 藤 勇 君	29 番	太 田 芳 郎 君
30 番	柴 田 義 継 君		

---

◎欠 席 議 員（1名）

9 番 田 中 秀 彦 君

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	市民生活部長	加 藤 久 夫 君
税 務 課 長	永 田 和 美 君	保険年金課長	石 黒 貞 明 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 秀 三	議 事 課 長	伊 藤 浩 幹
書 記	田 尾 武 広		

---

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。田中秀彦議員は欠席届が出ておりますので、御報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において村上守国議員、真野和久議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、4月20日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る4月20日に、委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について協議をいただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

年度始めということで、臨時会をお願い申し上げました。公私ともに御多用の中を、議員各位のおかれましてはお出かけをいただきましてありがとうございます。

まず最初に、過日の市長選挙におきまして何かと御迷惑をおかけしました。議会を初め市民の皆さんの御支援をいただき、おかげさまで2期目を担わせていただくことになりました。心より厚くお礼を申し上げます。この選挙を通じまして、市民の皆様からいろんな御意見などもいただきました。そして、みずからの公約の実現もこれから図りつつ、愛西市発展のために全力を挙げて努めてまいりたいと思っております。引き続き市議会の皆さん方の御支援、御協力を心からお願いを申し上げます。

また、今回の補欠選挙におきまして、大島一郎議員さんが御当選されました。おめでとうございます。新たな議席を得られ、そして新たな議会体制のもとで、これからも行政と議会の皆さんとの両輪として、よろしくをお願いをいたします。これからの議会を円滑に機能をしていくことも改めてお願いを申し上げ、よろしくをお願いをいたします。

さて、本臨時会に提案をしております2件の条例改正につきましては、例年同様に地方税法等の改正を受けた条例の一部改正が必要ということでもあります。市税条例の一部改正につきましては、経済対策の一環としての住宅ローンの特別控除の創設を初め、固定資産税の負担調整の仕組みが平成20年度までとなっておりましたのが、現行のまま23年度まで据え置くことに改正をするものであります。

国民健康保険税条例の一部改正につきましては、市税条例と連動する部分の改正を初め、介護納付金課税額の限度額を9万円から10万円に改めることなどが主な内容となっております。いずれも慎重に御審議いただき、原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・議席の指定について

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議席の指定についてを議題といたします。

今回、当選された大島一郎議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、1番に指定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議席の一部変更について

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議席の一部変更を行います。

今回、新たに当選された大島一郎議員の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定により議席の一部を変更したいと思います。

2番から27番までの議席につきましては、ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

2番から27番までの議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・愛西市議会常任委員会委員の選任について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・愛西市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において大島一郎議員を文教福祉委員会委員に選任いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第41号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第41号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、ただいま上程となりました議案第41号について、提案並びに御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

愛西市税条例の一部改正について、愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第17号：愛西市税条例の一部を改正するというところで、恐れ入りますけれども、議案第41号の資料2に従いまして御説明を申し上げますので、資料2の方をお願いいたします。

一部改正の概要1ページから5ページまでは、改正項目の内容を一覧にまとめさせていただきました。4ページ、5ページにつきましては、改正されました内容を条文ごとにまとめさせていただいております。

おめくりをいただきまして、4ページをお願いいたします。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収でございます。内容としましては、給与及び公的年金以外で発生する所得割額の徴収方法の変更に伴う改正で、第2項を削除し、第3項を2項に繰り上げるものでございます。適用日としましては、本年の4月1日からでございます。

第47条の3につきましては、特別徴収義務者でございます。内容としては、第47条の2の改正に伴います条文の一部削除でございます。適用日としましては、本年の4月1日からでございます。

第47条の5につきましては、年金所得に係ります仮特別徴収税額等でございます。内容としましては、第47条の2の改正に伴います条文の一部削除及び字句の訂正でございます。適用日としましては、本年の4月1日からでございます。

第56条につきましては、固定資産税の非課税の範囲拡充でございます。内容としましては、条文の整備です。このたびの改正によりまして、社会医療法人、非営利型一般社団等が追加されました。適用日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

第58条の2につきましては、固定資産税の非課税措置の創設でございます。第56条で固定資産税の非課税の拡充がされたことによりまして、社会医療法人が救急医療や災害医療など、一定の事業の用に供する固定資産に係る非課税創設の整備でございます。適用日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

第59条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった所有者がすべき申告でございます。改正によりまして、新たに社会医療法人を加えるものでございます。適用日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

附則第7条の3につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除でございます。第1項につきましては字句を追加いたしまして、第3号は住宅借入金等特別税額控除申請書を提出期限内に提出されなかった場合の取り扱いについての改正に伴いまして、条文を一部削除するものでございます。適用日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

附則第7条の3の2につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の創設でございます。平成21年から平成25年までに入居された人を対象に、個人住民税における住宅ローン特別控除が創設されました。適用日といたしましては、本年4月1日からでございます。

附則第11条につきましては、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義でございます。内容といたしましては見出しの読みかえでございまして、「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から23年度」に読みかえるものでございます。適用日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

附則第11条の2につきましては、土地の価格の特例でございます。第1項、第2項とも内容は字句の訂正でございまして、据え置き年度において、地価が下落している場合に簡易な方法によりまして価格の下落修正ができる特例措置を継続するものでございます。適用日といたしましては、本年4月1日からでございます。

附則第12条につきましては、宅地等に対して課する固定資産税の特例でございます。第1項から第6項まで内容につきましては字句の訂正で、現行の負担調整措置を継続するものでございます。適用日といたしましては、本年4月1日からでございます。

附則第12条の3につきましては、用途変更宅地等に対しまして課する固定資産税の特例でございます。第1項、第2項とも内容は字句の訂正でございまして、宅地等で賦課期日における用途が前年度の賦課期日における用途と異なるものにつきましては、負担調整措置における前年度課税標準額は、前年度から変更後の用途であったものとみなして負担調整措置を適用するものでございます。適用日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

附則第13条につきましては、農地等に対して課する固定資産税の特例でございます。内容といたしましては字句の訂正でございます。平成21年度から23年度までの農地に係る負担調整措置については一般農地、市街化区域農地とも現行の負担調整措置を継続するものでございます。適用日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

第3条につきましては経過措置によりまして、第3条として記載させていただきました。改正文の7ページ5行目から始まります附則第10条の2第2項として、長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の創設でございます。適用日といたしましては、本年の6月4日からでございます。

第2条につきましては、施行期日第2条の個人市民税に関する経過措置でございます。内容といたしましては字句の訂正でございます。現行の上場株式等の配当に係る軽減率の特例が平成22年12月31日で廃止となるために、平成23年12月31日まで軽減税率の延長を1年間行うものでございます。配当の合計金額が100万円以下の場合に延長となります。現行の株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例につきましては、これにつきましても平成22年12月31日で廃止となるために、平成23年12月31日まで軽減税率の延長を1年間行うものでございます。譲渡所得等の金額が500万円以下の部分につきましては延長となるわけでございます。適用日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

以上で議案第41号の説明とさせていただきます。よろしく御審議方、お願い申し上げます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、議案第41号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

永井千年議員。

**○22番（永井千年君）**

今回の改正の中で一番問題だというふうに思っていますのは、今の説明の中の一番最後の個人市民税に関する経過措置、配当及び譲渡益の特例期間の延長が最も大きな問題だろうと思いますが、本則課税に一日も早く戻すということで議論がされてきて、それで前回改正があって、配当の100万、株式譲渡益の500万以上については本則の20%に戻すという議論がされて、改正をされたばかりであります。これを、今の100年に1度ということでの理由でもって、今回、言うなればどさくさ紛れというのか、また軽減税率にそれを、100万、500万を撤廃して戻してしまうということだろうと思いますが、この影響額、これは過年度しかわからないと思いますが、過年度の例を挙げると、愛西市の市民税においてはどのような影響があるのか、配当及び譲渡益それぞれについて説明をいただきたいというふうに思います。お願いします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

まず最初に配当の関係でございますけれど、これにつきましては、今改正したばかりでまたすぐに改正という話でございますけれど、私どもといたしましては、国の施策におきまして行わせていただいておりますので、準則に沿っての提案でございますので、御理解を賜りたいと存

じます。

それから、この影響額でございますけれど、株式につきましても、また譲渡につきましても、影響額といたしましては把握ができないというようなことでございます。といいますのは、配当におきましても、区分けをいたしております資料がございませんので、そういうようなことでございます。

それからあと譲渡の関係につきましても、同じようなことでございますけれど、担当に確認をいたしますと、譲渡等については確定申告の受け付けのときに損失が多く見受けられたということもありまして、利益のある方は少ないということで、担当サイドでは認識をしているところでございます。以上です。

## ○22番（永井千年君）

これは当然改正において、国の地方税法の改正の議論の中で、実際に影響額がどの程度あるかと。どの程度税収の減少になるのかということについて議論をされておられると思うんですね。それと過年度の配当益譲渡所得については把握をしてみえるだろうと思うので、当然こうやって提案している以上は、どういう影響があるかというのは概略、一般的であったとしても、やっぱり説明をしていただく必要があると思うんですね。今のような説明では、実際に影響があるのかないのか、全くはつきりしないということになってしまいますので、お手元にそういう地方税法の改正についての資料はないのでしょうか。あれば、当然きちっとした説明をもっとしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

## ○税務課長（永田和美君）

まことに申しわけないですが、先ほど部長が申しあげましたように、例えば株式等の配当の明細でございますけれども、上場とか非上場、分けることができるわけでございますけれども、配当明細の多い方につきましては、税務署の方に直接提出されておることが現状でございます。全体像を把握するということはなかなか厳しい状況でございます。申しわけないですが、そういう積算したデータのものは持ち合わせがないものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

## ○22番（永井千年君）

そうしましたら、この改正というのは、市民税の収入にとってふえるのか減るのか。今の説明では、それでさえも何かはつきりしない説明だったと思うんですが、その点はやはり国の改正議論をつかんでいただいて説明していただく必要があると思いますが、幾らかということは把握できないにしろ、そういう漠とした影響についても説明できないということになると、全く無責任なそしりは免れないということになると思うんですが、一体全体その点はいかがなんでしょうか。

## ○税務課長（永田和美君）

金額につきましては、本日申し上げることはできませんが、当然軽減されております。本則課税20%から今回10%、住民税でいいますと3%ということになってまいりますので、そのパーセントからいきますと、税収としましては減収になるということは考えております。以上で

ございます。

**○22番（永井千年君）**

ちょっとしつこいようですけれども、過年度の事例でもって説明していただくことはできないんですか。過年度だったらこれだけ、今年度はどれだけ配当や譲渡益が発生するかということがわからないにしても、過年度の分については、おおむねこの全体像というのは把握してみえるんじゃないんですか。いかがなんでしょうか。必ずしも過年度の部分が今年度そのとおりになるとは限らないですけど、例えばということでもってちょっと説明してください。

**○税務課長（永田和美君）**

申しわけございませんが、過年度につきましてもそれだけ分析した集計表がございませんので、本日申し上げることができませんので、よろしく申し上げます。

**○議長（加賀 博君）**

他にございませんか。

[挙手する者あり]

吉川三津子議員。

**○6番（吉川三津子君）**

毎年、こういった税制に関する改正がこの時期に出てくるわけなんですけれども、市民の方々にとっては大変わかりにくい、毎年改正になっています。

具体的にちょっとお伺いしたいんですけれども、市民の方にどんな直接影響がどんな形で出てくるのかということ、どういう人たちに出てくるのかということをお説明いただきたいということ。それから市内の法人に対しては、こういった団体が該当して、どのような影響が出るのか。それからまた、上位法である地方税法の中には、「ねばならない」という条文、それからまた「何々することができる」という条文があるわけなんですけれども、今回の改正の中で、市の判断によって決定できる部分があったのか。あったならば、その部分についてどのように審議して決めたのか、お伺いしたいと思います。

**○総務部長（水谷洋治君）**

市民の影響というわけでございますけれども、今回の改正につきましてはほとんどのものが延長というようなことで、市民の方に御迷惑をおかけするというのはほとんどないのではないかなと、そのように思っております。

それから、改正によって市の関係ということでございますけれども、この改正につきましては、先ほど申したように国の準則に沿ってやっておるものですから、市独自でというようなことはございません。

**○税務課長（永田和美君）**

今回、影響といいますか、個人的なレベルで関係するものとしましては、資料でいきますと5ページにあるわけでございますが、個人住民税におけます住宅ローンの控除の関係で、影響といいますか、これは実績ベースでございますが、市民の方から見た場合には、影響としましては300万ほど影響があるということと、それから同じく5ページでございますが、下から二

つ目の枠で第3条、長期優良住宅に係ります固定資産税の減額措置の創設というところでございまして、この関係で96万ほど、これは実績ベースでございまして、6件ほど該当するのではなかろうかなと。その6件の中で、長期優良住宅に関係する方に関しては1件見込んでおりまして、基本的に法人さんで関係するような内容のものは、今回の創設に関しましては無いと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○11番（真野和久君）

それでは、附則7条の個人住民税における住宅ローン特別控除について伺います。

現在、20年度までのところでも、所得税と住民税の税制変更に伴って、住宅ローン控除というのが現行でも行われているわけですが、今回これが延長というより、新たな創設という形で提案をされていると思うんですけれども、これまでとの違いについて説明をお願いします。

○税務課長（永田和美君）

それでは、住宅ローンの関係でございまして、現行との比較に関しましては、これは所得税との絡みでございまして、まず所得税の基本的なあり方とあわせながら御説明を申し上げたいと思います。

まず現行でございまして、所得税におきまして設けられたものでございまして、控除の対象借入額が2,000万の場合、控除期間につきましては10年、または15年の選択制となっております。また、控除率でございまして、控除期間が10年の場合、1年から6年目が1%、7年目から10年目が0.5%で、最大控除額は160万円でございます。この場合は20年入居の場合ということでございまして、これが現行でございまして、今回の改正でどのようになるかということでございますが、基本的なとらえ方としましては、今回、最大控除の可能額を過去最高水準まで引き上げるという考え方から、中・低所得者層の負担軽減を図る観点等も踏まえまして、住民税から控除し切れない額、住民税からも控除できるものを創設しまして導入するということでございまして、所得税におけます住宅ローンの控除額が、控除対象借入額5,000万、控除期間としましては、先ほど現行は選択制になっておりましたが、今回の改正では控除期間が10年間のみということで特定がされたわけでございます。

もう一つの点でございまして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅、一般的には20年住宅と言われておりますが、この場合につきましては、さらに優遇というような形がとられております。住宅の借り入れ等される方につきましては、21年から23年までの間に居住の用に供された場合につきましては、所得税につきまして、控除期間10年間で借入残高限度額も5,000万と。その場合、控除率が1.2%となっております。住民税に関しましては、所得税から全額控除できない方も見えます。したがって、そういう方につきましては、個人住民税からも控除できるような形になっておるものでございまして、金額

的には9万7,500円が限度となっておるわけでございます。以上でございます。

○11番（真野和久君）

今回の場合だと、市町村に対する申告が不要ということになるようではございますけれども、これまでだと今、現行でローン控除されている方は毎年申請をしなければならぬわけですが、その点については変わらないわけでしょうか。新たにこういう形で運用がされるというわけにはなりませんか。

○税務課長（永田和美君）

先ほどの手続の話になるかと思われませんが、現在は市に対しまして申告をされておるわけでございます、確定申告時でございますが。これからにつきましては、まだ具体的な確定はしておりませんが、現時点の情報によりますと、市に対する申告は不要ということで、給与支払の報告書、または源泉徴収票についての必要な改正を近々されるという情報を得ておるところでございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（加賀 博君）

加藤敏彦議員。

○25番（加藤敏彦君）

説明の中で、固定資産税の負担調整の継続ということが5ページの資料で説明されておりますけれども、一つはこの継続が打ち切られた場合の市の影響額はどのくらいかという点で、また継続された中でも、新しいものがあるのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思っております。

○税務課長（永田和美君）

固定資産税の特例の中で、今回、負担調整措置の継続ということでございます。この関係につきましては、仮に本則に戻った場合で試算してみますと3億7,000万ほど税がふえることになってまいろうかなと思っております。基本的には現行の負担調整措置を継続することになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○25番（加藤敏彦君）

今、課長の方から影響額、本則でいくと3億7,000万という大変大きな金額が出ておるわけではございますけれども、5ページの資料でもいろんな項目で、固定資産の調整継続が出ておりますけれども、農地とか宅地とか、それぞれ分野項目ごとに金額がわかるのでしょうか。わかればそこまで御紹介いただきたいと思ひますが。

○税務課長（永田和美君）

申しわけないですけれども、個々の積算まではちょっと今申し上げることはできませんが、全体として御理解をお願ひしたいと思ひます。

○議長（加賀 博君）

他にございませぬか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第42号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案及び内容の説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第18号：愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正するものでございますが、内容につきましては、議案第42号別紙資料の新旧対照表の方で説明をさせていただきますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

まず第2条の課税額でございますが、第4項では介護納付金課税額を定めておりますが、課税限度額の「9万円」を「10万円」に改正するものでございます。

次に、23条の国民健康保険税の減額につきましても、限度額の「9万円」を「10万円」に改正させていただくものでございます。

次に附則の改正でございますが、附則の第5項の次に新たに第6項といたしまして、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例を加えさせていただくものでございます。

第6項につきましては、9行目でございますが、第35条第1項の次に第35条の2第1項を加え、第7項にするものでございます。

第7項につきましては、6行目でございますが、短期譲渡所得の金額の次に、第35条の2第1項又は第36条とあるのは「又は第36条」と、「」を加え第8項とするものでございます。

第8項は第9項に改正いたしまして、第10項といたしまして、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例を加えるものでございます。

第9項につきましては、見出しの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例を削りまして、3行目でございますが、適用を受ける場合における「前項」を適用を受ける場合における附則第9項に改め「第11項」とするものでございます。

第10項につきましては、3行目でございますが、適用を受ける場合における「第8項」を適

用を受ける場合における「第9項」に改めまして第12項とするものでございます。

次に、第11項でございますが、2行目でございますが、35条の4第4項の「事業所得」を「事業所得、譲渡所得」に改め第13項とするものでございます。

次に、第12項、13項、14項、15項はそれぞれ2項ずつ繰り下げまして、第14項、第15項、第16項、第17項とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するというので、(1)といたしまして、附則第5項の次に1項を加える改正規定、附則第6項の改正規定、附則第7項の改正規定、附則第8項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定、附則第9項及び第10項の改正規定、附則第11項の改正規定、附則第12項の改正規定、附則第13項の改正規定、附則第14項の改正規定、並びに附則第15項の改正規定につきましては、平成22年1月1日から。

(2)といたしまして、附則第6項の改正規定、附則第7項の改正規定につきましては、平成22年4月1日から。

(3)といたしまして、附則第11項の改正規定につきましては、平成23年1月1日。

適用区分といたしまして第2条でございますが、改正後の愛西市国民健康保険税条例第2条第4項及び第23条の規定は、平成21年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、議案第42号についてを質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

宮本和子議員。

#### ○27番（宮本和子君）

まず第1点目ですが、今回は大きな改正の一つとしまして、介護保険の関係の上限の金額を9万円から10万円になるということが一番大きな問題で、これに対するどのくらいの人数の方で、どのくらいの所得の方が影響するのか。そして、愛西市としての税収はどのくらいになるのか。そしてまた、上場株式などの配当に係る国民健康保険税の特例に対する影響はどのような影響があるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

まず私の方からでございますが、介護の上限、課税額の限度額9万円から10万円ということですが、これは20年度におきましては、限度額のオーバーの方、33世帯がございまして、このベースでいきますと、10万円になっても23世帯というふうに見込んでおります。金額にいたしますと約30万前後ですか、そういうことになるかと思っております。

あと、課税の全体の賦課額でございますが、9,219万ほどでございます。以上でございます。

#### ○27番（宮本和子君）

上場株式の配当などの関係の方はどうですか。

**○保険年金課長（石黒貞明君）**

上場株式の関係の配当の影響額でございますけれども、先ほども総務部長の方から申し上げたとおり資料的には持ち合わせておりませんが、ただ特例措置ということで、例えば市民税で言いますと1.8ということになりますので、減額される分については、国保の方にも多少は影響があると思っておりますけれども、それほどの影響はないというような認識を持っています。以上でございます。

**○27番（宮本和子君）**

今回の国民健康保険税の条例の改正については、今までですと国民健康保険税の協議会できちっと協議をされて、それで議会に上程となるということになっておりますが、今回、国保は協議会が開催をされずにこのまま上程をされております。なぜそういう手続をとらなかったのかということと、今までこういった協議会を開催しないで条例に提案されていた例があるのか。また、他の市町村でもこういったことが行われている例があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○保険年金課長（石黒貞明君）**

今回、国保の運営協議会でございますけれども、開催させていただいておりませんが、これにつきましては、地方税法の一部改正が施行されるのが3月いっぱいということで、そこから私どもの方へ準則等が参りますけれども、それに基づいて改正案を作成させていただいて、本来ならそれをもって運営協議会の方へ諮るというような段取りでございますけれども、時間的に余裕がございませんでしたので、今回は割愛させていただいたということでございます。

なお、限度額につきましては、愛西市におきましては地方税法の施行令に基づきまして限度額を定めておりますので、今回の9万を10万にさせていただいたということであります。

あと、過去の開催の状況でございますけれども、過去は運営協議会を開いて、それをもって議案を上程するというような格好でやらせていただいております。

また、他市の状況ということでございますけれども、一部の市におきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方税法の施行令の一部改正、要するに施行令に基づきまして限度額を定めてみえる市につきましては、専決処分で行われまして、後日議会の方で御承認をいただくというような格好をとってみえる市もございます。基本的には運協を開いて、その後に議会へ上程するというのが、8割型の市町村が、そのようにやってみえるというふうにお聞きしております。以上でございます。

**○27番（宮本和子君）**

そういう点では、ほかのところはそんなに慌てなくても、これはきちっと運営協議会で議論をされて、その上で上程するという形をとっておられるわけで、やはり今回はもう時間がないからということで、当市がそういう形で行われるのは問題ではないかと思っております。

そして今回ですが、国民健康保険税条例を上程をされていない市町村もあるというふうに私は聞いておりますが、なぜ今回このように、準則だからということで提案をされておりますが、

なぜ愛西市としてそんな早急に提案をしなきゃならなかったのか。また、限度額についても、やはり9万円から10万円ということで、最高額が上がったということで、これは他の町村の方も上程をされてないということは、10万円に限度額を上げてないということですので、そこら辺の理由をぜひお聞かせ願いたいと思います。

**○保険年金課長（石黒貞明君）**

なぜ運協を開いて6月議会でということによろしいでしょうか。

今回、市税の方の一部改正もございますので、私どもの国保の条例改正の中にも、上場株式の関係も2項追加させていただいております。その関係上、市税の改正とあわせて国保の税条例も改正をお願いしたいということで、今回このように上程させていただいたということをございます。

あと、9万円から10万円にということで、やられない市もあるんじゃないかということをございますけれども、限度額につきましては、そこそこの市の国保税の収入状況でもって定められておりますので、9万円のところもありますし、8万円のところもありますので、そこそこの市で調整されて決めておみえになりますので、ただ、私どもにつきましては、地方税法の施行令に基づいて過去からやらせていただいておりますので、今回9万円から10万円ということで改正させていただくということをございますので、よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

**○議長（加賀 博君）**

加藤敏彦議員。

**○25番（加藤敏彦君）**

今の国保運営協議会の件ですけれども、再度お尋ねいたしますが、一つは6月議会では間に合わなかったかどうかという点と、それから国保運営協議会が設けられているという点では、こういう国保の問題について基本的な変更がある場合、そこで諮って御意見をいただいて提案していくと。そこで否定的な意見が出る場合もあると思いますので、そういう点ではそういう協議会を尊重していく。今回は税条例改正があるので、それにあわせてやるということでいきますと、やはり運営協議会軽視の姿勢があるんじゃないかというふうに感じるわけですが、その点の考え方を確認しておきたいんですが、どうですか。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

加藤議員おっしゃるとおりだとは思いますが、今回につきましては、先ほども課長の方から説明をさせていただきました、税条例の改正に伴いまして、やはり関連がございますので、きょう提出をさせていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

**○25番（加藤敏彦君）**

6月議会では間に合わなかったかどうかでは、どうですか。

**○保険年金課長（石黒貞明君）**

6月議会ということをございますけれども、他市では6月にもやられるところもあります。ただ、私どもとしましては賦課が4月1日ということで、なるべく早いとこ条例改正をやらせ

ていただいた方がいいという考えもありましてやらせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

永井千年議員。

○22番（永井千年君）

先ほど33世帯が23世帯になるという数字が出されましたけれど、それぞれ基礎課税分、後期高齢者納付分、介護保険の分と。介護保険が33が23ということですが、それぞれ最高へ行っている世帯というのがどれだけあって、全体で69万ということになると思うんですが、総合計で最高額へ行っているのがどれだけあるのか、それぞれちょっと確認させていただきませんか。

○保険年金課長（石黒貞明君）

限度額オーバーの関係でございすけれども、介護分につきましては先ほど申し上げたとおり、9万円の段階で33件、後期高齢につきましては223件、医療分につきましては312件でございす。それぞれの最高額につきましては、手元に資料がございせんので、申しわけないんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（加賀 博君）

他にございせんか。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○11番（真野和久君）

一つ確認をしたいと思ひます。

国民健康保険の問題については構造的な問題として、健康保険そのものが低所得者の方が多いということ、収入がなかなかない方が多い。それと同時に、いわゆる自営業者さんが加入されている方の中で、表面上の所得ではなくて、実際の生活実態からいって非常に重いということもあると思うんですね。そういった点で、この最高限度額に達するような自営業者さんの生活実態なんかをどのようにつかんでいるのか、その辺をしっかりと考えていかなければならないと思うんですが、実際、特に自営業などをされている方で、所得でどのくらいで最高限度額にすぐ達してしまうのかについてを聞きたいと思うんですが、どうでしょうか。

○市民生活部長（加藤久夫君）

申しわけございせん。資料を持ち合わせておりせんので、また後日出させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（加賀 博君）

他によろしいですね。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・委員会付託の省略について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第41号、議案第42号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第41号、議案第42号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第41号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第41号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

永井千年議員。

○22番（永井千年君）

最初に申し上げましたように、今度の税条例の改正で一番大きな問題だと思っておりますのは金融証券税制の改悪だと思っております。これで具体的にせつかく100万、500万という、これも段階的ですが、そういう改正を行ったのを、今回取っ払ってしまうということで、直接的な影響は配当で100万以上、譲渡益で500万以上発生する人に対する優遇の税制ということになりますので、やはり大資産家、大金持ち優遇税制と言わざるを得ないというふうに思っておりますので、それらを含む今回の税条例改正に反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんね。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。賛成討論のある方。

〔発言する者なし〕

ないですね。

ではこれにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第42号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○11番（真野和久君）

今回の国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

今回の特徴としては、介護保険分の上限を9万から10万に上げること。と同時にもう一つは、山林や、あるいは株式の譲渡益などの軽減が含まれているということでもあります。

地方税法の改正によってこうしたことがされるというわけではありますが、しかし、実際の国保の運営とか、あるいは実際に国保の保険者の方にかんがみると、特に自営業者の方々にとっては、ただでさえ国保の負担というものは重いものがあります。そうした中で上限を拡大する。一方では特に昨今批判がありますが、いわゆる株式売買等の利益というのは虚業であると言われる。そうした点を考えますと、実業で頑張っている方に対しての負担はふえる。一方で、いわゆる虚業で、株式等の運用などで利益を上げている方に関しては優遇をするというのは、今の日本の経済の中でも一番の問題点であると思うんですね。そうした点をそのまま今回変えていくような形、そのままやっていくような形というのは大きな問題があると思います。そうした観点から、これは問題があるとして反対いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

それぞれ御提案をさせていただきました内容、御決定をいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

新しい年度に入って、愛西市も5年目をスタートしたわけであります。今後とも、議員各位におかれましても、それぞれのお立場で市政、あるいは将来のまちづくりに御支援、御協力賜りますようお願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（加賀 博君）**

これにて平成21年第2回愛西市議会臨時会を閉会といたします。

午前11時00分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀博

会議録署名議員  
第10番議員

村上守国

会議録署名議員  
第11番議員

真野和久